

教育課程特例校指定申請書（新規）

申請年月日を入力 (例：令和〇年〇月〇日)	令和3年8月20日
管理機関名及び代表者の役職を入力 (例：〇〇市教育委員会教育長)	立川市教育委員会教育長
管理機関の代表者の氏名を入力 (例：〇〇 〇〇)	小町 邦彦

下記のとおり、教育課程特例校の指定を希望するので、本申請書により申請します。

記

1 特別の教育課程を構成・実施する学校の管理機関名等を入力してください。

設置者の別	公立
管理機関名（上段はふりがな）	おたけわしきょういふいんかい 立川市教育委員会
都道府県教育委員会名	東京都教育委員会

2 特別の教育課程を適用する学校種を選択してください。

中学校

3 特別の教育課程を開始する年度を欄頭の上、チェックを付してください。

☒ 開始年度： 令和4年度

4 特別の教育課程の概要について、以下から選択してください。（複数の欄を併せて行う場合は、複数選択してください。）

☒ 既存教科等の組み合わせによる独自の教科等の新設（※国際バカロレアの教育プログラムによるものを含む。）

→①新設教科等及びその目的・内容を簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

新設教科等名は、「立川市民科」であり、育成する資質・能力は、「コミュニケーション力・協働力」「課題解決力・社会参画力」「キャリアを築く力」「多様な学習者による主体的な学び」「情報活用力・メディアリテラシー」である。「立川市民科」の内容は、地域に根ざした探究的な学習であり、地域を軸に、関わる中で、地域を大切にすることを育み、世界を見つめ、新たな未来を拓いていく力を身に付けさせるとともに、多様な方々と力を合わせて「よりよい社会」づくりに主体的に参画しようとする態度を育成する。

→②内容を削減する既存教科等について、削減の理由及び当該教科等で削減した内容を教育課程上どのような位置に位置付けてください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

中学校第1学年から第3学年については総合的な学習の時間を30時間削減及び特別活動や時間削減する。その理由は、立川市民科により、地域に根ざした探究的な学習を基礎教育から開始して積極的・主体的に推進するためである。削減した内容においては、特別活動に関しては、地域に根ざした探究的な学習を立川市民科で行うことにより、「①地域の方々と共関する様々な課題の発見や活動の企画や実行について積極的な、行の力を育むこと。②地域の方々や地域社会との関係の構築を促し、参加するための話し合いや活動を行うことができるようにする。③地域の方々とのかかわりや地域社会における生活をよりよく形成し、自己実現を図ろうとする態度を育む。」学習を継続し、種々、社会や実生活の場において、地域に根ざした探究的な学習を立川市民科で行うことにより、「①探究的な学習の過程において、地域の課題の解決に必要な知識及び技能を身に付けさせ、課題に臨む態度を形成し、探究的な学習の態度を醸成する。②地域社会や地域の生活のなかから問いを捉え、自分自身で課題を、積極的・主体的に、種々、分析して、種々、展開することができるようになる。③探究的な学習に主体的に取り組めるとともに、互いのよさを尊重し、積極的に地域社会に参画しようとする態度を養う。」学習を継続し、種々、これらにおいては、立川市教育委員会において、立川市民科の目標を設定し、各学校の教育課程に位置付けをすることにより構築する。

☐ 英語による教育（いわゆるイメージ教育）

☐ その他

5 地域や学校の特徴と、その特色を踏まえて特別の教育課程を構成して教育を行う理由を記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

本市では、高度・地域・大学・事業所等との連携による開かれた学校教育を目指しており、この一環として平成27年度から、地域とのかわり合いを大切にしている探究的な学習「立川市民科」の取り組みを進めてきた。また、平成31年度からは、市内の小・中学校でコミュニティスクールに指定し、地域とともにある学校づくりを地域の方々とともに進め、地域生活にも寄与しているところである。このような本市の地域特性を踏まえて、地域に根ざした探究的な学習をより深め、地域の思いを未来につなげる本市の教育の柱として持続可能な学びとするためには、特別な教育課程を構成して教育を展開する必要がある。

6 特別の教育課程を構成する際の特例校等の教育時間削減1～2の教育課程関係者に入力してください。

7 特別の教育課程を構成する学校の一覧を別紙2に入力してください。

8 以下①～⑦の各項目について、それぞれ条件を満たしていることを確認し、チェックを付してください。

(1) 各学校の同意

①	☒	特別の教育課程を構成することについて、7の各学校の同意を得ている。
---	-------------------------------------	-----------------------------------

(2) 実施期間の教育上適切な範囲

②	☒	特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する各学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、立川市教育委員会において確認済である。
③	☒	特別の教育課程において、学習指導要領において全ての児童生徒に履修させる内容として定められている事項が適切に取り扱われていることを、立川市教育委員会において確認済である。
④	☒	特別の教育課程において、児童生徒の発達段階及び各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系的に配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。
⑤	☒	特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。
⑥	☒	特別の教育課程において、②～⑤までに記載するものの他、児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。

(3) 実施期間の教育上適切な範囲

⑦	☒	教育課程特例校制度実施要領に記載の事項について、7の各学校及び立川市教育委員会において確認済である。
---	-------------------------------------	--

9 教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況の報告等に関する以下①～⑦の各項目について、それぞれ確認し、チェックを付してください。

①	☒	7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
②	☒	7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、①の評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
③	☒	特別の教育課程の内容について、7の各学校のウェブサイト（学校のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することである。）において公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続する予定である。
④	☒	立川市教育委員会は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度、その結果を、当該管理機関等のウェブサイト（当該機関のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することである。）において公表することにより、当該学校等に報告する予定である。

【添付書】

1 管理機関

管理機関名	立川市教育委員会
担当者氏名（上段はふりがな）	ておだ、りょうた 寺田 良太
所属・職名	立川市教育委員会 教育総指導課 総指導課主事
住所（上段は郵便番号）	190-8666 東京都立川市東町1156番地の9
電話番号	042-523-2111
メールアドレス	shidou-syuji@city.tachikawa.lg.jp

2 都道府県教育委員会

都道府県教育委員会名	東京都教育委員会
担当者氏名（上段はふりがな）	いづみ、ひろゆき 藤田 悠行
所属・職名	教育庁指導部指導企画課・指導主事
住所（上段は郵便番号）	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
電話番号	03-5320-6869
メールアドレス	SR000020@education.metro.tokyo.jp

【エラチェック】

エラーはありません。内容に間違いをきき確認の上、文部科学省に提出ください。

【様式１】別紙１－２ 教育課程表（中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程）

授業時数を変更する教科等について、黄色背景セルの値を修正してください。

学年（中学校及び中等教育学校）		第1学年	第2学年	第3学年
学年（義務教育学校）		第7学年	第8学年	第9学年
合計		1015 (1015) 0	1015 (1015) 0	1015 (1015) 0
各教科の授業時数	国語	140 (140) 0	140 (140) 0	105 (105) 0
	社会	105 (105) 0	105 (105) 0	140 (140) 0
	数学	140 (140) 0	105 (105) 0	140 (140) 0
	理科	105 (105) 0	140 (140) 0	140 (140) 0
	音楽	45 (45) 0	35 (35) 0	35 (35) 0
	美術	45 (45) 0	35 (35) 0	35 (35) 0
	保健体育	105 (105) 0	105 (105) 0	105 (105) 0
	技術・家庭	70 (70) 0	70 (70) 0	35 (35) 0
	外国語	140 (140) 0	140 (140) 0	140 (140) 0
特別の教科である道徳 の授業時数		35 (35) 0	35 (35) 0	35 (35) 0
総合的な学習の時間 の授業時数		20 (50) -30	40 (70) -30	40 (70) -30
特別活動の授業時数		30 (35) -5	30 (35) -5	30 (35) -5
立川市民科		35	35	35

上段…変更後の授業時数
中段…学校教育法施行規則に定める標準授業時数
下段…授業時数の増減

【エラーチェック】

別紙１－２にエラーはありませんが、誤りがないか再度確認してください。

←新設教科等を設けている場合、名称及び各学年の授業時数を記載してください。

←新設教科等を2つ以上設けている場合、名称及び各学年の授業時数を記載してください。

【様式１】別紙２ 特別の教育課程を編成する学校の一覧

- ・ 1行あたり1校ずつ入力してください。
- ・ 全て正式名称で入力してください。（例. ○○市立○○小学校、○○組合立○○中学校、○○村立○○小学校
○○分校、私立○○学園中等部、○○大学教育学部附属○○義務教育学校）

学校名
立川市立立川第一中学校
立川市立立川第二中学校
立川市立立川第三中学校
立川市立立川第四中学校
立川市立立川第五中学校
立川市立立川第六中学校
立川市立立川第七中学校
立川市立立川第八中学校
立川市立立川第九中学校